

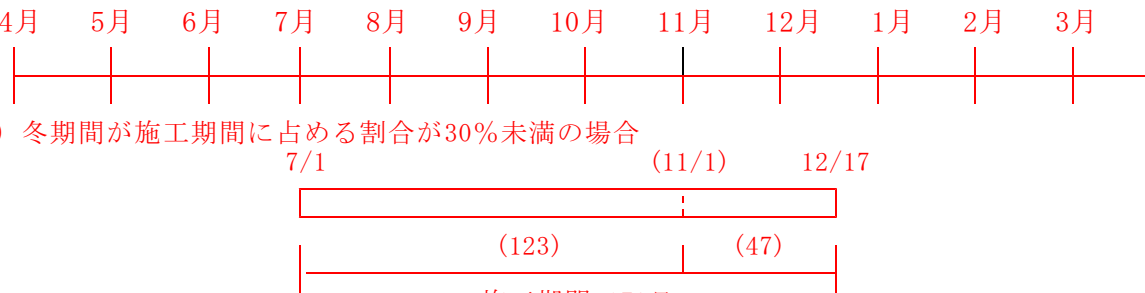
「工期算定要領」(別紙-1) 新旧対照表

改 定 (令和2年3月以降適用)	現 行	備考
「変 更 無 し」	<p style="text-align: center;">3 工期設定</p> <p>3-1 工期設定要領</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">平成29年10月3日 建管第1051号 各関係課長、副局長(建設管理部担当)あて技術管理担当課長)</p> <p>3-1-1 目的 この要領は、建設管理部が発注する請負工事の工期設定に際し、週休2日を踏まえた適正な工期の設定方法や関連事項等について定める。</p> <p>3-1-2 工期設定 (1) 運用 工期の設定にあたっては、原則として「工期設定支援システム」を活用すること。 ただし、災害復旧工事や緊急対応工事等の内、工期があらかじめ決められているものや標準的な作業ではない工事、システムを活用した工期が実態と合わない想定されるものについてはこの限りではない。 また、本システムが対応していない(CSVファイルを読み込めない等)工事については、本要領に基づき積上げ工期による算定が必要となる。 なお、工事内容が一般的、標準的な漁港工事については、これまで通り「標準工期算定日数表(漁港編)」を使用しても良い。<u>(別紙-2参照)</u></p> <p>(2) 用語の定義 【工期】 工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。</p> <p>【準備期間】 施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。 (ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業(足場設置等)は除く) ※「土木工事共通仕様書(工事着手)」の着手は、準備期間内の調査、測量、現場事務所等の設置等の現地での準備作業を含んでいる。</p> <p>【施工に必要な実日数】 種別・細別毎の日当り施工量と積算数量、施工の諸条件(施工パーティ数、施工時間など)により算出される実働日数のことをいう。</p> <p>【不稼働日】 休日(土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇)、降雨日、降雪期、出水期や現場状況(地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等)を考慮した作業不能日数をいう。</p> <p>【後片付け期間】 施工終了後の自主(社内)検査、後片付け、清掃等の期間をいう。</p> <p>【雨休率】 休日(土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇)と降雨日等の年間の発生率をいう。</p>	

「工期算定要領」(別紙-1) 新旧対照表

改 定 (令和2年3月以降適用)	現 行	備考
<p>3) 雨休率 (冬期係数) 休日と降雨降雪日 <u>及び除雪に要する換算日数 (※1) 並びに冬期における作業効率の低下 (※2) を考慮した</u> 年間の発生率を設定する。(暴風等の気象における地域の実情を考慮してもよい) 休日は、土日、祝日、年末年始休暇【6日】及び夏期休暇【3日】とする。 1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日とし、過去5カ年の気象庁のデータより年間の平均発生日数を算出。 <u>※1: 過去5カ年の気象庁のデータより1日の積雪量が5cm以上/日の年間の平均発生日数に、除雪に要する時間を考慮した換算日数。</u> <u>※2: 冬期の低温等の影響による作業効率の低下を考慮した係数</u></p> <p>休日と降雨降雪日 <u>及び除雪に要する換算日数</u> の年間の日数 <u>並びに冬期における作業効率の低下を考慮し</u>、雨休率を設定する。</p> <p>降雨降雪日 <u>及び除雪に要する換算日数</u> は、<u>地域及び年毎に気象の格差があることから均衡を図るため雨休率は全道平均の値とする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>雨休率 (冬期係数0.8) を見込んだ不稼働日数の算出方法 例: 不稼働日数 = 施工に必要な実日数 (100日) × 雨休率 <u>0.8 = 80日</u> その結果、施工日数 = 100日 × <u>1.8 = 180日</u> となる。</p> </div> <p>※準備・後片付け期間及びその他の不稼働日は、雨休率を見込まないこと。</p>	<p>3) 雨休率 (係数) 休日と降雨降雪日 <u>の</u> 年間の発生率を設定する。(暴風等の気象における地域の実情を考慮してもよい)</p> <p>休日は、土日、祝日、年末年始休暇【6日】及び夏期休暇【3日】とする。 降雨降雪日は、1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日とし、過去5カ年の気象庁のデータより年間の平均発生日数を算出。</p> <p><u>休日と降雨降雪日の年間の日数を算出し、雨休率を設定する。</u></p> <p>降雨降雪日は、<u>地域による気象の差があることから、地域毎に設定することが望ましいが、工期設定支援システムを利用する場合は、雨休率「0.7」(システム初期値「1.7」) を使用して算出しても良い。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>雨休率 (係数) を見込んだ不稼働日数の算出方法 例: 不稼働日数 = 施工に必要な実日数 (100日) × 雨休率 <u>0.7 = 70日</u> その結果、施工日数 = 100日 × <u>1.7 = 170日</u> となる。</p> </div> <p>※準備・後片付け期間及びその他の不稼働日は、雨休率を見込まないこと。</p>	<p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

「工期算定要領」(別紙-1) 新旧対照表

改 定 (令和2年3月以降適用)	現 行	備考												
<p>冬期の影響を考慮しない雨休率(係数)による施工日数において、11月1日から3月31日の冬期間の占める割合に応じて施工日数を算出する。</p> <p style="text-align: center;">冬期間(11月1日から3月31日)が施工期間に占める割合の雨休率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">冬期間が施工期間に占める割合(%)</th> <th style="width: 20%;">雨休率</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0以上 ~ 30未満</td> <td>0.7</td> <td>雨休率(係数)</td> </tr> <tr> <td>30以上 ~ 70未満</td> <td>0.75</td> <td>雨休率(0.7)と(冬期0.8)の1/2</td> </tr> <tr> <td>70以上 ~ 100以下</td> <td>0.8</td> <td>雨休率(冬期係数)</td> </tr> </tbody> </table> <p>施工日数算出例</p> <p style="text-align: center;">4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月</p>  <p>1) 冬期間が施工期間に占める割合が30%未満の場合</p> <p style="text-align: center;">7/1 (11/1) 12/17</p> <p style="text-align: center;">(123) (47)</p> <p style="text-align: center;">施工期間 170日</p> <p>雨休率0.7で算出した施工期間: 170日(施工実日数:100日、不稼働日数:100日×0.7=70日)</p> <p>冬期対象期間/施工期間 : 47/170=0.276 =0.28(28%)</p> <p>結果、施工期間は170日となる。</p> <p>2) 冬期間が施工期間に占める割合が30%以上70%未満の場合</p> <p style="text-align: center;">9/1 (11/1) 2/17</p> <p style="text-align: center;">(61) (109) 2/22</p> <p style="text-align: center;">施工期間 170日</p> <p style="text-align: center;">施工期間 175日</p> <p>雨休率0.7で算出した施工期間:170日(施工実日数:100日、不稼働日数:100日×0.7=70日)</p> <p>冬期対象期間/施工期間 : 109/170=0.641=0.64(64%)</p> <p>雨休率0.75で算出した施工日数:175日(施工実日数:100日、不稼働日数:100日×0.75=75日)</p> <p>結果、施工期間は175日となる。</p> <p>3) 冬期間が施工期間に占める割合が70%以上100%以下の場合</p> <p style="text-align: center;">9/15 (11/1) 3/3</p> <p style="text-align: center;">(47) (123) 3/13</p> <p style="text-align: center;">施工期間 170日</p> <p style="text-align: center;">施工期間 180日</p> <p>雨休率0.7で算出した施工期間:170日(施工実日数:100日、不稼働日数:100日×0.7=70日)</p> <p>冬期対象期間/施工期間:123/170=0.723=0.72(72%)</p> <p>雨休率0.80で算出した施工期間:180日(施工実日数:100日、不稼働日数:100日×0.8=80日)</p> <p>結果、施工期間は180日となる。</p>	冬期間が施工期間に占める割合(%)	雨休率	備 考	0以上 ~ 30未満	0.7	雨休率(係数)	30以上 ~ 70未満	0.75	雨休率(0.7)と(冬期0.8)の1/2	70以上 ~ 100以下	0.8	雨休率(冬期係数)		(新設)
冬期間が施工期間に占める割合(%)	雨休率	備 考												
0以上 ~ 30未満	0.7	雨休率(係数)												
30以上 ~ 70未満	0.75	雨休率(0.7)と(冬期0.8)の1/2												
70以上 ~ 100以下	0.8	雨休率(冬期係数)												

「工期算定要領」(別紙-1) 新旧対照表

改 定 (令和2年3月以降適用)	現 行	備 考																																										
「変 更 無 し」	<p>なお、漁港工事において、波高等による作業不能日（北海道漁港別供用係数：ランク1～9）の補正が必要となる工種は、雨休率（係数）を北海道漁港別供用係数に代え作業不能日を見込むこと。</p> <p>4) その他の不稼働日 休日及び降雨・降雪日以外の不稼働日数には、次のことを考慮する。 ア. 工事の性格の考慮 工事を行うにあたっては、その工事特有の条件がある。その条件によっては、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算する。 イ. 地域の実情の考慮 当該工事を行う地域によっては、何らかの理由（例：地域の祭りなど）により施工出来ない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。 ウ. その他 上記ア. イ. 以外の事情がある場合は、適切に見込むこと。</p> <p>5) 後片付け期間 後片付け期間は、工種区分毎に大きな差が見受けられないことから、<u>20日</u>を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定するものとする。</p> <p>6) 工期設定日数の確認 上記1)～5)により設定した日数の合計日数をこれまでの同種類工事の実際にかかった工期と比べることにより、工期日数の妥当性を確認する。（目安としては、実績値の-10%以上乖離した場合に確認する） 次の工期日数算定式は、国が調査した過去5年間の実績から導かれた工事費と工期の関係式で、この算定式を用いて算出した工期がこれまでの実績の平均日数であり、この日数を参考に確認すると良い。 ただし、土木工事においては、その地域や箇所の特性等から工種や工事金額規模が同じであっても、必ずしも必要な工期が同じになるとは限らないことに注意すること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 60%;"> <p>【工期日数算定式（参考値）】 $T = A \times P^b$ T：工期 P：直接工事費 A、b：係数（右表による）</p> <p>※当算定式により算出された工期日数は、あくまで参考値である。</p> </div> <table border="1" style="width: 35%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>6.5</td><td>0.1981</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>1.0</td><td>0.3102</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>0.6</td><td>0.3265</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>2.2</td><td>0.2637</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>4.5</td><td>0.2373</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>0.9</td><td>0.3154</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>9.9</td><td>0.1753</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>4.6</td><td>0.2263</td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>19.9</td><td>0.1422</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>20.1</td><td>0.1436</td></tr> <tr><td>下水道1工事</td><td>0.2</td><td>0.4044</td></tr> <tr><td>下水道2工事</td><td>1.5</td><td>0.2817</td></tr> <tr><td>下水道3工事</td><td>1.5</td><td>0.2934</td></tr> </tbody> </table> </div>	工 種	A	b	河川工事	6.5	0.1981	河川・道路構造物工事	1.0	0.3102	海岸工事	0.6	0.3265	道路改良工事	2.2	0.2637	鋼橋架設工事	4.5	0.2373	PC橋工事	0.9	0.3154	舗装工事	9.9	0.1753	砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263	道路維持工事	19.9	0.1422	河川維持工事	20.1	0.1436	下水道1工事	0.2	0.4044	下水道2工事	1.5	0.2817	下水道3工事	1.5	0.2934	
工 種	A	b																																										
河川工事	6.5	0.1981																																										
河川・道路構造物工事	1.0	0.3102																																										
海岸工事	0.6	0.3265																																										
道路改良工事	2.2	0.2637																																										
鋼橋架設工事	4.5	0.2373																																										
PC橋工事	0.9	0.3154																																										
舗装工事	9.9	0.1753																																										
砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263																																										
道路維持工事	19.9	0.1422																																										
河川維持工事	20.1	0.1436																																										
下水道1工事	0.2	0.4044																																										
下水道2工事	1.5	0.2817																																										
下水道3工事	1.5	0.2934																																										

「工期算定要領」(別紙-1) 新旧対照表

改 定 (令和2年3月以降適用)	現 行	備考
「変 更 無 し」	<p>7) 工期終期日 工期終期日の決定は10日丸めとし、端数は原則切り上げ処理を行う。 また、終期日が休日の場合は、次の平日を工期終期日として決定する。 ※ (例) 算出された工期終期日が3月14日となり、10日丸め(切り上げ処理)により3月20日に決定しようとしたが、3月20日～22日の3連休と重なった。 → 工期終期日は3月23日の平日に決定する。</p> <p>8) 工期設定の条件明示 設定された工期に特記事項がある場合には、特記仕様書においてその条件を明示することとする。<u>(別紙-3参照)</u></p> <p>3-1-3 工事工程クリティカルパスの共有 土木工事は、気象条件、地形条件、地域条件等の異なる状況下で現場において実施されるものである。 その為、当初想定した条件下での工程が、当初予期し得なかった種々の要因により遅れが生じたり、中断が必要になったりすることがある。 そのうち、受注者の責によらない場合は、受発注者間で協議の上、適切に必要な日数を延期する必要がある。 協議を円滑に実施するため、原則全ての工事において、工事工程クリティカルパスを受発注者間で共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にすること。 ただし、全体工期に影響のない(工期変更等が想定されない)工事はこの限りではない。</p> <p>(1) 工事工程クリティカルパスの共有方法 円滑な協議を行うため、施工当初(準備期間内)において工事工程(特にクリティカルパス)と関連する案件の処理期限等(誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか)について、受発注者で共有すること。 工事工程は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成することとし、その旨、特記仕様書等に明示すること。<u>(別紙-3参照)</u> 工事工程の共有にあたっては、必要に応じて下請け業者(専門工事業者等の技術者等)も含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮すること。</p> <p>(2) 工事工程クリティカルパスの変更が生じた場合の措置 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。 工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。 ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合</p>	

「工期算定要領」(別紙-2) 新旧対照表

改 定 (令和2年3月以降適用)	現 行	備考
<p style="text-align: center;">「標準工期算定日数表(漁港編)」使用にあたっての留意事項</p> <p>(1) 「標準工期」の日数については、各工種区分における標準的な日数としているため、工事内容等によって標準工期に依りがたい場合は、30%以内で増減できる。増減する場合は、現状条件を把握の上、次の点を参考に簡単な理由を整理のこと。 ・ゼロ国(道)などで契約後すぐに施工できない場合 ・一般交通障害・作業時間などの限定が著しい場合 ・他工事と工事場所・進入道路などが競合し、休止・待機などがある場合 ・追加工事・供用開始時期が決まっている工事など完成期限に制約がある場合</p> <p>(2) 工期設定にあたり、波高等による作業不能日(北海道漁港別供用係数：ランク1～9)を考慮すること。</p> <p>(3) 「標準工期」には、準備・後片付けを含んでいる。</p> <p>(4) 設計変更(拡大設計変更を含む)により工事価格に増減が生じた場合の工期については、既発注工事の進捗状況を判断の上、必要に応じて工期変更を行うこと。</p> <p>(5) 特注品、受注生産品等の製作に必要な日数は、適宜その必要日数を加算すること。</p> <p>(6) 関係官公署及び工事に伴う関係者との協議、調整による施工時期等の制約条件がある場合は、施工条件明示するとともに、その必要日数を加算すること。</p> <p>(7) 工期終期日の決定は、工期設定要領(別紙-1)による。</p> <p>(8) 繰越してできない場合等の会計年度上の制約により「標準工期」が使用できない場合は、別途、工期を定めること。</p> <p>(9) 「余裕ある工期設定」、「フレックス工期」により工期を設定する場合は、制度の趣旨、工事内容、関連する工事等の検討を行ったうえ、制度の活用を図ること。</p> <p>※余裕ある工期を設定する場合は、「余裕ある工期設定による工事等実施要領」(S58.8.27付管理第843号)によること。 また、フレックス工期を設定する場合は、「フレックス工期制実施要領の一部改正について」<u>(R元(2019)9.25付建管第1018号)</u>によること。</p>	<p style="text-align: center;">「標準工期算定日数表(漁港編)」使用にあたっての留意事項</p> <p>(1) 「標準工期」の日数については、各工種区分における標準的な日数としているため、工事内容等によって標準工期に依りがたい場合は、30%以内で増減できる。増減する場合は、現状条件を把握の上、次の点を参考に簡単な理由を整理のこと。 ・ゼロ国(道)などで契約後すぐに施工できない場合 ・一般交通障害・作業時間などの限定が著しい場合 ・他工事と工事場所・進入道路などが競合し、休止・待機などがある場合 ・追加工事・供用開始時期が決まっている工事など完成期限に制約がある場合</p> <p>(2) 工期設定にあたり、波高等による作業不能日(北海道漁港別供用係数：ランク1～9)を考慮すること。</p> <p>(3) 「標準工期」には、準備・後片付けを含んでいる。</p> <p>(4) 設計変更(拡大設計変更を含む)により工事価格に増減が生じた場合の工期については、既発注工事の進捗状況を判断の上、必要に応じて工期変更を行うこと。</p> <p>(5) 特注品、受注生産品等の製作に必要な日数は、適宜その必要日数を加算すること。</p> <p>(6) 関係官公署及び工事に伴う関係者との協議、調整による施工時期等の制約条件がある場合は、施工条件明示するとともに、その必要日数を加算すること。</p> <p>(7) 工期終期日の決定は、工期設定要領(別紙-1)による。</p> <p>(8) 繰越してできない場合等の会計年度上の制約により「標準工期」が使用できない場合は、別途、工期を定めること。</p> <p>(9) 「余裕ある工期設定」、「フレックス工期」により工期を設定する場合は、制度の趣旨、工事内容、関連する工事等の検討を行ったうえ、制度の活用を図ること。</p> <p>※余裕ある工期を設定する場合は、「余裕ある工期設定による工事等実施要領」(S58.8.27付管理第843号)によること。 また、フレックス工期を設定する場合は、「フレックス工期制実施要領の制定について」<u>(H28.12.9付建管第1576号)</u>によること。</p>	<p>(変更)</p>

「工期算定要領」(別紙-2) 新旧対照表

改 定 (令和2年3月以降適用)	現 行	備考																																																																																																																
「変更無し」	<p>標準工期算定日数表 (漁港編)</p> <p style="text-align: right;">単位：日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工 事 価 格 X (千円)</th> <th style="width: 25%;">漁港構造物工事</th> <th style="width: 25%;">海岸工事 (海上)</th> <th style="width: 35%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20,000</td><td>90</td><td>103</td><td></td></tr> <tr><td>22,000</td><td>93</td><td>106</td><td></td></tr> <tr><td>24,000</td><td>95</td><td>108</td><td></td></tr> <tr><td>26,000</td><td>98</td><td>111</td><td></td></tr> <tr><td>28,000</td><td>100</td><td>114</td><td></td></tr> <tr><td>30,000</td><td>103</td><td>116</td><td></td></tr> <tr><td>32,000</td><td>105</td><td>118</td><td></td></tr> <tr><td>34,000</td><td>107</td><td>120</td><td></td></tr> <tr><td>36,000</td><td>109</td><td>122</td><td></td></tr> <tr><td>38,000</td><td>111</td><td>125</td><td></td></tr> <tr><td>40,000</td><td>113</td><td>126</td><td></td></tr> <tr><td>50,000</td><td>122</td><td>135</td><td></td></tr> <tr><td>60,000</td><td>130</td><td>143</td><td></td></tr> <tr><td>70,000</td><td>137</td><td>150</td><td></td></tr> <tr><td>80,000</td><td>144</td><td>156</td><td></td></tr> <tr><td>90,000</td><td>149</td><td>162</td><td></td></tr> <tr><td>100,000</td><td>155</td><td>167</td><td></td></tr> <tr><td>120,000</td><td>165</td><td>176</td><td></td></tr> <tr><td>140,000</td><td>174</td><td>185</td><td></td></tr> <tr><td>160,000</td><td>182</td><td>192</td><td></td></tr> <tr><td>180,000</td><td>189</td><td>199</td><td></td></tr> <tr><td>200,000</td><td>196</td><td>206</td><td></td></tr> <tr><td>250,000</td><td>211</td><td>220</td><td></td></tr> <tr><td>300,000</td><td>225</td><td>233</td><td></td></tr> <tr><td>350,000</td><td>237</td><td>244</td><td></td></tr> <tr><td>400,000</td><td>248</td><td>254</td><td></td></tr> <tr> <td>日数算定式</td> <td>$3.09 \times X^{0.340}$</td> <td>$5.10 \times X^{0.303}$</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 工事価格＝請負工事費－消費税相当額、日数算定式における工事価格Xは千円単位である。 2 工種区分に対応する工種内容は、「土木工事積算基準 (漁港)」による 3 標準工期日数は、供用係数ランク1で算定しているため、ランク1以外の場合</p>	工 事 価 格 X (千円)	漁港構造物工事	海岸工事 (海上)	摘 要	20,000	90	103		22,000	93	106		24,000	95	108		26,000	98	111		28,000	100	114		30,000	103	116		32,000	105	118		34,000	107	120		36,000	109	122		38,000	111	125		40,000	113	126		50,000	122	135		60,000	130	143		70,000	137	150		80,000	144	156		90,000	149	162		100,000	155	167		120,000	165	176		140,000	174	185		160,000	182	192		180,000	189	199		200,000	196	206		250,000	211	220		300,000	225	233		350,000	237	244		400,000	248	254		日数算定式	$3.09 \times X^{0.340}$	$5.10 \times X^{0.303}$		()
工 事 価 格 X (千円)	漁港構造物工事	海岸工事 (海上)	摘 要																																																																																																															
20,000	90	103																																																																																																																
22,000	93	106																																																																																																																
24,000	95	108																																																																																																																
26,000	98	111																																																																																																																
28,000	100	114																																																																																																																
30,000	103	116																																																																																																																
32,000	105	118																																																																																																																
34,000	107	120																																																																																																																
36,000	109	122																																																																																																																
38,000	111	125																																																																																																																
40,000	113	126																																																																																																																
50,000	122	135																																																																																																																
60,000	130	143																																																																																																																
70,000	137	150																																																																																																																
80,000	144	156																																																																																																																
90,000	149	162																																																																																																																
100,000	155	167																																																																																																																
120,000	165	176																																																																																																																
140,000	174	185																																																																																																																
160,000	182	192																																																																																																																
180,000	189	199																																																																																																																
200,000	196	206																																																																																																																
250,000	211	220																																																																																																																
300,000	225	233																																																																																																																
350,000	237	244																																																																																																																
400,000	248	254																																																																																																																
日数算定式	$3.09 \times X^{0.340}$	$5.10 \times X^{0.303}$																																																																																																																

「工期算定要領」(別紙-2) 新旧対照表

改 定 (令和2年3月以降適用)	現 行	備考																																
「変 更 無 し」	<p style="text-align: center;">工期設定例 (漁港編)</p> <p>1) 設定条件 漁港構造物、工事価格 160,000千円、入札日 H18.4.27、工期開始日・施工開始日 H18.5.1 供用係数 ランク3</p> <p>2) 標準工期日数</p> <p>(1) 補正係数等 ランク1の標準工期日数=182日 供用係数による補正係数=2.05÷1.65=1.24 補正日数=23日(工事工程に制約条件等がある場合、それらを勘案し適正に補正する。)</p> <p>(2) 計算式 標準工期日数=182×1.24=225.68=226日 工期日数=226日+23日=249日 契約工期日数=249日+6日=255日</p> <p>積算上の開始日 H18.5.1 実工期日数: 255日 積算上の終了日 H19.1.10</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">11/1 [冬期対象期間]</p> <p>契約上の着工日 H18.5.1 契約上の完成日 H19.1.10</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">工期設定上の条件及び調整</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">積算に用いる工期(日数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ランク1の標準工期設定日数</td> <td style="text-align: center;">182日</td> <td>積算上の開始日</td> <td style="text-align: center;">H18.5.1</td> </tr> <tr> <td>供用係数による補正係数</td> <td style="text-align: center;">1.24</td> <td>積算上の終了日</td> <td style="text-align: center;">H19.1.10</td> </tr> <tr> <td>補正日数</td> <td style="text-align: center;">23日</td> <td>積算上の冬期日数</td> <td style="text-align: center;">71日</td> </tr> <tr> <td>積算上の施工開始日</td> <td style="text-align: center;">H18.5.1</td> <td>積算上の工期日数</td> <td style="text-align: center;">255日</td> </tr> <tr> <td>積算工期上の終了日</td> <td style="text-align: center;">H19.1.4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工期策定後の終了日</td> <td style="text-align: center;">H19.1.10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調整後の工期日数</td> <td style="text-align: center;">255日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工期設定上の条件及び調整		積算に用いる工期(日数)		ランク1の標準工期設定日数	182日	積算上の開始日	H18.5.1	供用係数による補正係数	1.24	積算上の終了日	H19.1.10	補正日数	23日	積算上の冬期日数	71日	積算上の施工開始日	H18.5.1	積算上の工期日数	255日	積算工期上の終了日	H19.1.4			工期策定後の終了日	H19.1.10			調整後の工期日数	255日			(
工期設定上の条件及び調整		積算に用いる工期(日数)																																
ランク1の標準工期設定日数	182日	積算上の開始日	H18.5.1																															
供用係数による補正係数	1.24	積算上の終了日	H19.1.10																															
補正日数	23日	積算上の冬期日数	71日																															
積算上の施工開始日	H18.5.1	積算上の工期日数	255日																															
積算工期上の終了日	H19.1.4																																	
工期策定後の終了日	H19.1.10																																	
調整後の工期日数	255日																																	

「工期算定要領」(別紙-3) 新旧対照表

改 定 (令和2年3月以降適用)	現 行	備考																
「変 更 無 し」	<p>1. 特記仕様書の記載例【工期設定について】 特記仕様書に以下事項を記載すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○工期設定について 工期：平成□年□月□日から平成□年□月□日まで</p> <p>工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。</p> <p>※供用時期等が決まっていることにより、工事の完了時期が決まっている場合は、当該条件を記載すること。 【例】当該箇所は、平成▲年▲月▲日に供用を予定している箇所である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>①準備期間</td> <td style="text-align: center;">○日間</td> </tr> <tr> <td>②後片付け期間</td> <td style="text-align: center;">○日間</td> </tr> <tr> <td>③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）</td> <td style="text-align: center;">1. 7</td> </tr> <tr> <td>④北海道漁港別供用係数（実働工期日数に波高等による作業不能日を見込むための係数 実働日数×係数）：ランク3 対象工種：○○工、△△工及び□□工</td> <td style="text-align: center;">2. 05</td> </tr> <tr> <td>⑤余裕ある工期設定の余裕期間 工期始期日から平成○年○月○日</td> <td style="text-align: center;">○日間</td> </tr> <tr> <td>⑥地元調整等による工事不可期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日</td> <td style="text-align: center;">○日間</td> </tr> <tr> <td>⑦・・・・・・・・</td> <td style="text-align: center;">○日間</td> </tr> <tr> <td>⑧・・・・・・・・</td> <td style="text-align: center;">○日間</td> </tr> </table> <p>※上記の他、特別に見込んでいる日数や特別に工期に影響のある事項があれば記載する。</p> </div> <p>2. 特記仕様書の記載例【工事工程の共有について】 特記仕様書に以下事項を記載すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○工事工程の共有について 受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督員と共有すること。 工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。 施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 </div>	①準備期間	○日間	②後片付け期間	○日間	③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	1. 7	④北海道漁港別供用係数（実働工期日数に波高等による作業不能日を見込むための係数 実働日数×係数）：ランク3 対象工種：○○工、△△工及び□□工	2. 05	⑤余裕ある工期設定の余裕期間 工期始期日から平成○年○月○日	○日間	⑥地元調整等による工事不可期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日	○日間	⑦・・・・・・・・	○日間	⑧・・・・・・・・	○日間	
①準備期間	○日間																	
②後片付け期間	○日間																	
③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	1. 7																	
④北海道漁港別供用係数（実働工期日数に波高等による作業不能日を見込むための係数 実働日数×係数）：ランク3 対象工種：○○工、△△工及び□□工	2. 05																	
⑤余裕ある工期設定の余裕期間 工期始期日から平成○年○月○日	○日間																	
⑥地元調整等による工事不可期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日	○日間																	
⑦・・・・・・・・	○日間																	
⑧・・・・・・・・	○日間																	

